

近時の税制改正のM&Aへの影響

近時の税制改正は、日本における会社法制の改正(会社法の施行)に対応することとともに、会社の組織再編に関する税制を統一することを目的としている。この税制改正は、M&A取引に関連するいくつかの改正を含んでおり、日本におけるM&A取引スキームの選択に一定の影響をもたらしている。以下は、そのような影響を簡略に鳥瞰したものである。



仲谷栄一郎、赤川 圭
アンダーソン・毛利・友常法律事務所

対象会社の欠損金の利用

旧制度

ある会社が、税務上の繰越欠損金を有する会社または含み損のある資産を有する会社の株式を取得する場合、その欠損金または含み損は、株式の取得後にも繰り越すことができ、対象会社の将来の収益と相殺することができた(旧法人税法57条)。

これは、現時点多額の収益を得ている企業の節税に用いられていた。すなわち、かかる企業は、欠損法人を取得し、自己の事業を欠損法人に付け替えることによって、課税所得を減額することができた。

しかし、かかる節税は、他の手法による企業買収との衡平を失っており、不適切な租税回避を構成する可能性があるとして批判されていた。

現行制度

対象会社の欠損金や資産の含み損の繰り越しは、買収会社が対象会社の株式の50%以上を直接または間接に取得する場合で、租税回避の可能性を示唆する特定の事実が存在する場合には、制限されるようになった。

具体的には、

- ① 特定事実の発生した年度の以前に生じた欠損金を繰り越すこと、および、
- ② 特定事実の発生した年度のはじめから3年以内かつ株式取得の日から5年以内に生じた資産の譲渡損失等を控除することは、

買収会社が対象会社の株式の50%以上を直接または間接に取得する場合で、以下の事実のいずれかが生ずる場合には、認められない。

- (i) 対象会社が買収以前に休眠会社であり、買収後に事業を開始する場合、
- (ii) 対象会社が買収以前の事業を廃業することが見込まれている状況で、買収以前の事業規模の5倍以上の借入れを行う場合、
- (iii) 買収会社(またはその関連者)が、対象会社の全債務の50%以上に相当する対象会社に対する債権を、その額面の50%未満の金額で取得したという状況で、買収会社が買収以前の事業規模の5倍以上の借入れを行う場合、
- (iv) 上記(i)から(iii)の状況において、対象会社が適格合併または適格分割を行う場合、
- (v) 特定の役員のすべておよび従業員の20%以上が買収により退職し、買収以前からの従業員の従事しない事業の規模が買収以前の事業規模の5倍以上となった場合、
- (vi) その他、上記に類する事実。
(法人税法57条の2、同61条)

検討

旧制度は、対象会社の損失の利用が一定限度で制限される適格組織再編との均衡を失うとしばしば批判されていた。それゆえ、今回の税制改正は、欠損法人および含み損資産を有する法人を対象とする会社組織再編税制を統一するとともに、租税回避を防止したものである。

しかし、買収企業の側から見れば、欠損法人等を買収する利点が、部分的に奪われたということもできる。

株式交換/株式移転

旧制度

株式交換や株式移転の場合、他の企業再編において、対象会社の資産の所有権が移転し、資産の含み損益が実現してしまう場合とは異なり、対象会社の資産を時価評価する必要はなく、かつ、かかる評価損益に対する課税はない。

そのような利点から、株式交換や株式移転は、MBOなどにおける少数株主のスウィーズアウトに利用されていた。たとえば、

- (i) 株式交換の特則として、買収企業は、産業活力再生特別措置法による認定を受けた場合には、自社の株式に換えて現金を少数株主に交付することにより、対象会社の全株式を取得することができる。したがって、ある会社が対象会社の支配株式を取得し、産業活力再生特別措置法の認定を受けた場合、当該支配株

主会社は、この現金交付株式交換により対象会社の資産の評価替えによる課税を受けることなく、少数株主をスクイーズアウトすることができた。

- (ii) 対象会社の支配株主は、株式移転によって、対象会社の資産の評価替えによる課税を受けることなく、対象会社の支配株主と少数株主が株主となる完全親会社を設立することができた。新しく設立される完全親会社は、元の対象会社の支配株主によって支配され、対象会社の全ての資産を、当該支配株主が完全支配する別会社へ譲渡することができる。そして、設立された完全親会社を解散することによって、少数株主をスクイーズアウトすることができた。

現行制度

株式交換や株式移転も、一定の適格要件を充たさない限り、対象会社の資産の評価替えによる課税を受けることとなった。

その適格要件とは、①株式交換および株式移転により交付されるのが、株式のみであること、②新しく設立される完全親会社によって、将来、対象会社の株式が継続的に保有されることである(法人税法2条

12号の16および同12号の17)。

検討

この税制改正は、株式交換や株式移転の取り扱いが、他の会社組織再編と比較して均衡を失しているとの批判によりなされたものである。

そして、この税制改正の結果、上記(i)の仕組みは上記①の要件を充たさず、上記(ii)の仕組みは上記②の要件を充たさないことから、これらの仕組みを用いた場合にも対象会社の資産の評価替えによる課税に服することとなった。

三角合併

三角合併とは、新会社法によって新しく導入された制度である。それは、合併会社の一方が、その親会社の株式を他方の合併会社の株主に対価として交付する合併を意味している。

三角合併制度の施行は、現在見合わせられており、今なお議論が継続中である。それゆえ、三角合併に関する税制はまだ明確にされていない。その税制が公表された際には、三角合併取引の有効性に影響することが確実である。

ANDERSON MŌRI & TOMOTSUNE アンダーソン・毛利・友常 法律事務所

アンダーソン・毛利法律事務所と友常木村法律事務所は、2005年1月1日に合併し、アンダーソン・毛利・友常法律事務所となりました。合併により、より多くの業務分野において一層高度なリーガル・サービスを提供することが可能となり、M&Aやファイナンス取引、グローバル・オフリング、その他の国際的な投資案件などの超大型・複雑な取引に対応する体制を整えています。

現在、アンダーソン・毛利・友常法律事務所には約200名の弁護士が所属しております。当事務所の全ての弁護士は英語に堪能であり、また、パートナーおよびシニア・アソシエイトのほぼ全員が、米国、英国、オーストラリアまたは中国において、学位を取得し、研修を行っております。また、当事務所には、コモン・ロー法域における法曹資格を有する外国弁護士が10名以上、外国法事務弁護士(原資格法:米国ニューヨーク州)が1名、それぞれ所属しております。また、弁理士、中国律師も所属しております。当事務所は北京にも事務所を有しており、対中投資案件、紛争案件等を中心に、内外の依頼者に助言を行っております。

主な業務分野

- ・ M&A
- ・ ストラクチャード・ファイナンス
- ・ 倒産法
- ・ キャピタル・マーケット
- ・ 訴訟・仲裁
- ・ 独占禁止法および競争法規
- ・ 金融法務
- ・ 租税法
- ・ 労働法
- ・ 商事取引法務
- ・ 知的財産権
- ・ 中国法

〒106-6036 港区六本木一丁目6番1号泉ガーデンタワー

Tel: (813) 6888 1000 Email: info@amt-law.com Website: www.andersonmoritomotsune.com

筆者紹介

仲谷栄一郎

アンダーソン・毛利・友常法律事務所のパートナー弁護士。国際税務の専門家として定評があり、難解な案件について、他の法律事務所、外国の法律事務所、会計事務所等からも相談を受けている。東京大学法学部卒(法学士)。アレン・アンド・オーヴェリー法律事務所のロンドンオフィスで研修した経験も有する。

赤川 圭

アンダーソン・毛利・友常法律事務所のアソシエイト弁護士。税務および訴訟を主に担当している。東京大学法学部卒(法学士)。

ADR in Asia

Solutions for Business



Resolving commercial disputes is a costly and time-consuming process. And in today's fast-paced environment, it's an unwelcome diversion from the day-to-day business of managing – and growing – an organization.

ADR in Asia: Solutions for Business is a specialist guide to resolving international disputes as quickly and painlessly as possible. It pays particular attention to arbitration and other non-litigious methods of dispute resolution, and provides expert advice on managing disputes in a way that minimizes disruptions to business and encourages speedy resolutions.

Contributors include: Christopher To, Secretary General, Hong Kong International Arbitration Centre; Deepak Malhotra, Director of Legal Affairs, Interbrew; Eliseo Castineira, Counsel, ICC International Court of Arbitration; Erik Wilbers, Acting Director, WIPO Arbitration and Mediation Center; Simmons & Simmons; Squire Sanders & Dempsey; Ali Budiardjo Nugroho Reksodiputro; Anderson Mori & Tomotsune; Shearn Delamore & Co; Kim & Chang; Tilleke & Gibbins, and several other legal and corporate experts.

For more information, please call +852 2842 6910 or email enquiries@alphk.com